

都留市給食サービス

疾病等により日常生活に支障のあるご高齢の方々や、重度の障がいをお持ちの方々への食生活の改善と安否確認を行うためのサービスです。

対象者

市内に在住で次のような方が対象です。

- ・65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方
- ・65歳以上の高齢者世帯でいずれかが虚弱な方
- ・重度心身障がい者及び65歳以上の高齢者のみが同居する世帯
- ・ひとり暮らしの重度心身障がい者

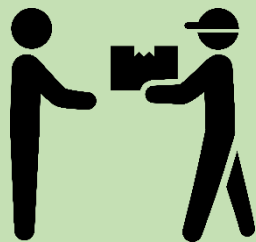
内容

希望する曜日の昼食 1 食分をご自宅まで配食し、利用者様の安否を確認します。

受け取りまでの流れ



配食希望日の**9時から12時までの時間帯**に、利用者様のご自宅まで配食に伺います。



安否確認のため、配食をお渡しする際には**必ず利用者様のお顔を確認するか、声掛けに反応していただく**ようにお願いしております。

※おかずのみ、ごはんのみでの利用はできません。

費用負担

利用料：課税世帯に属する方は1食550円、非課税世帯に属する方は1食440円

※ 不要の場合は配食当日の午前9時までに事業者へ連絡いただくと料金がかかりません。

※ 年度の課税状況により、利用料金の変動する場合がございます。

申込・相談先

都留市地域包括支援センター（いきいきプラザ都留内）

☎0554-46-5114

申請から利用開始までの手順

利用には市職員による訪問調査が必須となります。
まずはお電話にてお問い合わせください。



お約束の時間に職員がご自宅まで訪問し、ご説明の上、各種様式をご記入いただきます。

申請から1週間ほどでお手元に利用決定通知書が届きます。配食開始日については、事前にお電話にてお伝えさせていただきます。



頻繁にご質問いただく事項

問1：土日祝の配食も可能ですか？

回答：可能です。ただし、年末年始については配食のない期間がございます（事前にお知らせいたします）。

問2：対象外となる理由はどのようなものがありますか？

回答：車を運転し外出ができる、配食の時間帯に他の介護サービスが入っているなど、配達員による見守りの必要性が低いと思われる場合には対象外となる場合があります。

問3：食事の種類を選ぶことは可能ですか？

回答：食事は「常食・きざみ食・ムース食」の3種からお選びいただけます。

問4：不在時に食事を置いてもらうことは可能ですか？

回答：できません。本サービスは見守りを主目的としており、お渡しにはご本人の安否確認が必須となります。

その他、ご不明な点等がございましたらご相談ください。

申込・相談先

都留市地域包括支援センター（いきいきプラザ都留内）

☎0554-46-5114